

特徴的な取組事例 1

集落ぐるみの多面的機能発揮と担い手の育成

1 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府福知山市三岳集落協定			
協定面積 9.4 ha	田 9.0 ha	畑 4 ha	草地	採草放牧地
交付金額 1,698万円	個人配分			5.0%
	共同取組活動 5.0%	役員報酬		4%
		研修会費		1.0%
		農地管理費		3%
		鳥獣害防止対策費		1.6%
		共同利用機械購入費		6%
		多面的機能増進活動費		4%
	その他		7%	
協定参加者	農業者233人、農業生産法人1、その他（小販・加工施設・畜産）			
取組内容	協定の広域化と協定参加者の多角化			
主な効果	農家、非農家、地域内組織、施設の危機感を共有化することにより、連帯感や信頼感の強化を図り、また、地域内の地産地消の推進により、地区内資金（経済）循環を図った。			

2 集落概要

三岳地区は、福知山市北部、兵庫県豊岡市但東町に接し、三岳山（標高839.6m）の麓に点在する8つの集落により形成され、地域の中心となる国道426号と一級河川佐々木川が流れる中山間地域である。

協定は旧制度において8集落協定であった三岳地区による統合協定であり、戸数269戸（内農家181戸）、人口713人の過疎・高齢集落である。地域営農はみたけ農産有限会社（平成17年設立）をはじめ、数人の個人担い手を中心に、多くの小規模個人農家による水稲経営が中心となっている。

地域内には上記農業法人、加工・販売施設「里の駅」、宿泊施設「三岳山の家」を有しており、高齢化の進む中、協力して集落の活性化に努めている。

集落の中心である三岳小学校も児童数の減少は著しいが、本交付金制度を活用し農業体験・河川探索等地域住民と一体となった教育をおこなっている。

3 協定概要

集落マスタープラン

集落営農組織を中心とした担い手への農地集積を進め、特産品目の工夫・開発による地産地消の取組を推進する。又、地産作物の栽培管理については、高齢者の社会参加・生きがい活動につながることを期待する。又、これらの営農に係る取組に併せ、地区内小学校等非農家組織と連携し、農を基調とした集落の未来デザインを創造し、その実現に向けた努力を続ける。

協定活動内容

農業生産活動等 農地・法面の管理 水路・農道の管理 有害鳥獣対策	多面的機能増進活動 圃場体験・オーナー制度の実施 地区内小学生による圃場体験 椎茸栽培オーナー制度の実施 自然観察会 公民館と連携し、小学生による地域内河川の源流探検を行う。 地域懇話会の開催 中山間地域等直接支払制度の勉強会 各集落の課題・取組の検討・発表会 担い手・加工グループ・公民館組織等による意見発表会 等をテーマとした懇話会を定期に開催
農業生産活動の体制整備 地区内農業生産法人の支援 地区内農業生産法人に対して、新規特産作物の試験的栽培を依頼。 離職就農者の確保 Uターン者の確保のため、集落外に居住する地区出身者に就農意向調査を実施。 地区内加工・販売施設への支援 加工・販売施設への設備支援を行う。	

4 主たる活動事例



地域懇話会



三岳の未来図画展

○地域懇話会 概要

H18年度 テーマ 三岳の未来は・・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう
 -制度を生かし「農」と地域社会に意欲とパワーを得たい！-
 -田畑を守り、次世代に引き継ぐための活路を見出したい！-

H19年度 テーマ 三岳の未来は・・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう
 -「農」から三岳の未来を考える-

参加人員 70名（地区内農家（担い手・生産法人）・非農家（消防団・小学校・公民館等）・
 加工・販売施設・宿泊施設 等）

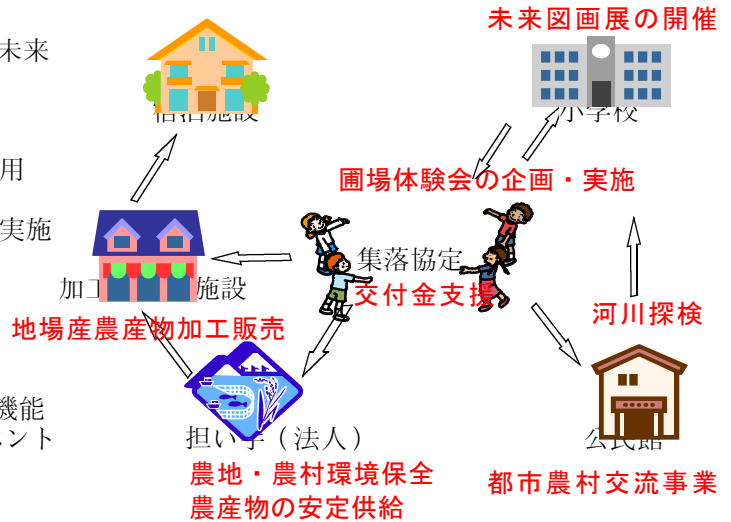
懇話会趣旨 過疎・高齢化等の地区（集落）の課題を整理し、
 「未来に向かって何をしておかねばならないか」
 「今できることはなにか」
 を見出し、地域社会が一つになって取組を進めるための懇話を重ねる。

○三岳の未来図画展

地区の将来を担う子どもたちが三岳の未来を描いた絵画展

○地区内施設・組織との連携

加工・販売施設：地区内農産物を利用
 宿泊施設："
 公民館：都市農村交流事業実施
 小学校：未来図画展の開催
 農家（担い手）：農産物供給



★ 協定が、企画コーディネート・マッチング機能を担い、担い手を中心とした農家が各種イベント実施のスタッフとなることを期待している。

5 直接支払以外の施策との関連等

京都府地域農場づくり事業

平成8年度より同事業に取り組み、複数集落（旧村）による営農体制づくりに取り組んできた。

6 直接支払に取り組んだ経緯とその成果

平成8年度～10年度の京都府新地域農場づくり事業に取り組んだ結果、地区内農家の協働意識を集落単位から旧村単位へと拡大させることができ、地区内全農家参加型組織を誕生させた。これについては平成17年農業生産法人「みたけ農産有限会社」として再組織されている。

こういった意識変革により、新制度の施行に合わせ8集落協定の統合を行うことができた。

協定の統合により、鳥獣害防止柵の設置・荒廃農地防止活動等計画的に行うことができ、また、集落毎には困難であった地区内組織・施設への支援が可能になった。